

高機能消防指令システム及び
消防救急デジタル無線整備
基本設計業務委託

仕様書

令和 7 年度

有明広域行政事務組合消防本部

高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線整備
基本設計業務委託仕様書

第 1 章 総則

1 適用

本仕様書は、有明広域行政事務組合（以下「委託者」という。）が受託者（以下「受託者」という。）に対して業務委託する「高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線整備基本設計業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

2 目的

本業務は、有明広域行政事務組合及び山鹿市による消防指令業務の共同化について、高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線の整備スケジュールの立案及び共同運用課題の創出等を行う基本設計業務並びに発注支援業務までを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 6 日までとする。

ただし、予算要求用の中間報告書として、概算整備費、保守費、基本仕様等について、令和 7 年 9 月 30 日までに提出すること。

4 業務対象地域

（１）有明広域行政事務組合消防本部

ア 有明広域行政事務組合消防本部（玉名消防署）

熊本県玉名市築地 309 番地 1

イ 荒尾消防署（災害情報指令センター）

熊本県荒尾市宮内字松ヶ浦 1027 番地 9

ウ 分署等

（ア）緑丘庁舎 : 熊本県荒尾市平山字皮籠田 2270 番地

（イ）南関分署 : 熊本県玉名郡南関町大字関町 8 番地 1

（ウ）長洲分署 : 熊本県玉名郡長洲町大字清源寺 415 番地 1

（エ）天水分署 : 熊本県玉名市天水町竹崎 8 番地 1

（オ）和水菊水分署 : 熊本県玉名郡和水町前原 269 番地 1

（カ）玉東分署 : 熊本県玉名郡玉東町大字二俣字鍛冶場 101 番地

（キ）和水三加和分署 : 熊本県玉名郡和水町板楠 1740 番地 3

エ 無線基地局

（ア）三ノ岳基地局 : 熊本県熊本市西区河内町大多尾 1693 番地

（イ）三池山基地局 : 福岡県大牟田市大字今山字鳴川 4897 番地 31

(2) 山鹿市消防本部

ア 山鹿市消防本部

熊本県山鹿市南島 1 2 7 0 番地 1

イ 分署

東分署 : 熊本県山鹿市鹿本町津袋 1 2 5 4 番地 4

鹿北分署 : 熊本県山鹿市鹿北町四丁 1 6 1 2 番地 2

ウ 山鹿市役所

山鹿市山鹿 9 8 7 番地 3

5 受託者の資格要件

受託者は、次の要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 高機能消防指令システムの調達に係るコンサルティング業務（設計、調達支援等）「Ⅱ型」の実績を 2 件以上、かつ消防救急デジタル無線の調達に係るコンサルティング業務（設計、調達支援等）の実績を 2 件以上有していること。
- (2) 国土交通省建設コンサルタント（電気電子部門）の登録業者であること。
- (3) プライバシーマーク（J I S Q 1 5 0 0 1）又は情報セキュリティマネジメントシステム（I S O 2 7 0 0 1）認証取得していること。
- (4) (1) の実績があり、それらをもとに行われた入札・契約において、消防指令システムのメーカー 2 社以上が受注している実績を有していること。

6 管理技術者及び照査技術者

本業務に従事する管理技術者及び照査技術者は、高機能消防指令システムの設計業務に管理技術者として従事した経験を有し、受託者と直接雇用関係にあるもので、次のいずれかの資格を有した社員であること。

なお、管理技術者と照査技術者の兼務はできない。

- (1) 技術士（電気電子部門又は情報工学部門）
- (2) シビルコンサルティングマネージャ（R C C M）（電気電子部門）

7 設計担当者に関する要件

- (1) 本業務に関する設計担当者は、受託者と直接雇用関係にあるもので、次のいずれかの資格を有した社員であること。

ア 技術士（電気電子部門又は情報工学部門）の資格を有する設計者

イ 第一級陸上特殊無線技士の資格を有する設計者

ウ 電気通信主任技術者の資格を有する設計者

- (2) 上記の資格を保有する設計担当者は、打ち合わせには、常時出席すること。
- (3) 設計担当者はこれまでに高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線の設計業

務の経験を有していること。

8 一般的事項

- (1) 受託者は、本業務の履行に際しては、委託者と綿密な連絡を取りながら、効率的かつ迅速・適正に実施すること。
- (2) 受託者は、本業務に関する協議事項及び打合せ事項については文書等で行い、委託者の承認を得なければならない。
- (3) 受託者は、本業務に必要な作業人員の配置、作業工程の作成を行い、書面で提出し委託者の承認を得るものとし、内容を十分把握し、工程管理、品質管理、技術指導等を行う管理技術者を配置すること。
- (4) 受託者は、現地調査等にあたり建物等に立ち入る必要がある場合には、事前に委託者の承認を得るものとする。
- (5) 受託者は、本業務を実施するにあたり必要な資料を申し出るものとし、委託者は貸与するものとする。貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合は、ただちに委託者に返却するものとする。
- (6) 本仕様書に明記されていない事項にあつては、受託者は委託者と速やかに協議し委託者の指示に従うこと。また、受託者の責任で実施すること。
- (7) 再委託の禁止
受託者は、本業務のすべてを再委託することはできない。ただし、一部を再委託する場合は、再委託を行う業務の範囲、必要性等について、書面を委託者に提出し承認を得なければならない。
- (8) 守秘義務
受託者は、本業務により知り得た情報について、目的以外に使用若しくは漏洩してはならない。また、委託者の許可なく第三者に公表してはならない。なお、契約の終了後も同様とする。
- (9) 疑義等
本仕様書に疑義が生じた場合及び記載のない事項等の取り扱いについては、その都度、委託者受託者協議の上で決定するものとする。
- (10) 本業務の履行に必要な一切の費用は受託者が負担する。

9 関係法令等

受託者は、本業務の実施にあたり、次の関連法規等を遵守しなければならない。

- (1) 消防法、同法施行令、同法関連規則
- (2) 電波法、同法施行令、同法関連規則（電波法関係審査基準含む。）及び告示
- (3) 電気通信事業法、同法関連規則及び告示
- (4) 建築基準法、同法施行令、同法関連規則及び告示
- (5) 有線電気通信法

- (6) 道路交通法、道路法、同法関連規則及び告示
- (7) 気象業務法
- (8) 個人情報保護法
- (9) 電気設備に関する技術基準
- (10) 電波産業会標準規格 (A R I B)
- (11) 日本産業規格 (J I S)
- (12) 日本技術標準規格 (J E S)
- (13) 日本電気協会電気技術規定 (J E A C)
- (14) 日本電機工業会標準規格 (J E M)
- (15) 日本電気規格調査会標準規格 (J E C)
- (16) 消防救急デジタル無線共通仕様書 (第 1 版)
- (17) 消防指令システム-消防救急無線間共通インタフェース仕様 (第 2.3 版)
- (18) 消防指令システムの高度化等に向けた検討会の公開資料
- (19) その他必要な関係法令等

10 業務範囲

本業務の範囲は次のとおりとする。

- (1) 打合せ協議等
- (2) 情報収集及び分析
- (3) 現地調査
- (4) 基本設計報告書の作成
- (5) 要求水準書等の作成
- (6) 参考図面の作成
- (7) 概算事業費の作成
- (8) 各種設計
- (9) プロポーザル支援関係資料
- (10) 監理仕様書(案)の作成及び積算書
- (11) 成果の報告、成果品の提出
- (12) 中間報告書の作成
- (13) その他必要とされる事項

11 提出書類

受託者は、本業務の着手時に以下の書類を提出し、委託者の承認を得るものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 担当技術者選任通知書
- (3) 管理技術者・照査技術者選任通知書
- (4) 業務実施計画書

ア 業務概要

- イ 実施方針
- ウ 業務工程表
- エ 連絡体制
- オ その他

(5) その他必要とする書類

12 関係機関との調整

受託者は、本業務の実施にあたり必要な書類を収集し使用する際は、受託者の責任において関係者と調整し、資料を引用することについての承諾を得るものとする。

また、受託者は関係官庁その他に対する諸手続きを行う必要がある場合には、諸手続きに必要な一切の書類、資料等の作成を行うものとする。

13 検査

委託者は必要な検査を行い、受託者は検査に合格しなければならない。

14 仕様変更

契約後、受託者の事情により仕様内容に変更が生じた場合、変更内容が明らかに本仕様書の示す機能以上と認められる場合に限り、委託者の承認を得て、変更することができるものとする。

第2章 高機能消防指令システム基本設計業務

1 基本事項

- (1) 消防防災施設整備費補助金交付要綱の高機能消防指令センター「Ⅱ型」を満たすとともに、関係法規等に規定する条件に適合すること。
- (2) 消防指令センター、消防本部、各消防署、各分署及び庁舎（以下「署所等」という。）での運用現状について調査、検討を行い情報収集すること。
- (3) 新消防指令システムで使用する回線については、効果的で安価なネットワーク回線を検討すること。
- (4) 無線基地局及び署所等の避雷対策を含む設計をすること。
- (5) 新消防指令システムと消防OAシステムの接続について
 - ア 既設の消防OAシステムを十分に把握し、当該システムが対象とする業務の範囲、効果的な運用、ネットワーク構成等が安定稼働することを前提に、整備費用の低廉化を考慮した検討・設計を行うこと。
 - イ 新消防指令システム及び消防OAシステムは密接に情報連携して機能が提供されるよう、検討・設計を行うこと。
- (6) 新消防指令システムと市町村防災行政無線の接続については、現状について調査、検討を行い、運用に影響が出ないよう設計すること。
- (7) 各メーカーの新技术等についての情報を収集し、比較検討すること。
- (8) 署所等では365日24時間の連続運転となるため、安全性、耐久性、拡張性が高くなるように設計すること。

2 方針

委託者の要望を把握し、設備の小型化、省電力化、耐久性、耐災害性、経済性及び耐障害性並びに保守の容易性と、システムの高機能化を図り、容易な運用操作が可能にできるよう考慮すること。

3 機器等

- (1) 受託者は、委託者の業務状況、隊編成計画、システムの概要、関連システムの現状、デジタル無線システムとの連携、将来構想等の確認を行うものとする。
- (2) 消防事務において管理するデータを支援情報として自動出動指定装置等と連動して有効に活用できるよう設計すること。
- (3) 処理した事案データは統計システムとして活用し処理ができ、各種のソフトウェアにより事務の効率化が図れるよう設計すること。
- (4) 署所等のシステム設置場所について現地調査を基に、新システムへの切り替え方法の検討及びシステム設置の際の留意点の確認を行うものとする。
- (5) システムを構成する機器に必要な電源設備について、署所等毎に設備規模、機器の機能等を設計すること。

- (6) 署所等に必要な機能及び機器仕様を設計すること。また、消防車、救急車等に搭載する車載端末については、既存搭載方法を十分に把握し、必要な機器仕様で設計すること。

4 打合せ協議等

- (1) 本業務の打合せ、協議等は月に最低1回以上行い、受託者はその内容について記録簿等に記録し、委託者と相互に確認するものとする。また、受託者は必要に応じ協議等に必要な資料の作成を行うものとする。
- (2) 受託者は、委託者が開催する会議について、委託者が指示する場合には出席し、その議事録を作成するものとする。
- (3) 受託者は、委託者が関係機関等と行う協議等について、委託者が指示する場合には出席し、必要に応じ出席者に対し説明を行い、その議事録を作成するものとする。

5 情報収集及び分析

- (1) 既存システムから新システムへの移行手順（ダウンタイムを含め）の検討
- (2) データ移行及び新システム運用経費等を含めたランニングコストの検討
- (3) 新消防指令システムで継続して使用する機器との接続等の検討
- (4) 各メーカーの新技术についてのヒアリングでの情報収集すること。
- (5) 高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線の機器構成、機能の検討
- (6) システムネットワーク構成の検討
- (7) その他必要な事項

6 現地調査

指令室、機械室をはじめ署所等の運用状況の調査、検討をすること。各機器の設置状況や次期システム構築にあたり課題等をまとめた現地調査報告書を作成すること。

7 基本設計報告書

受託者は、総務省消防庁からの広域連携に関する通達等の資料をベースに、調査結果等を踏まえ、共同化までに解決すべき課題について検討・整理を行うこと。なお、消防救急デジタル無線設備も同様とする。また、報告書の項目は下記項目を考慮すること。

- (1) 現行システムの状況
- (2) 新システムの装置構成
- (3) システム概略機能
- (4) 概算事業費
- (5) 年次整備スケジュール
- (6) 共同運用に向けた提案事項等

8 要求水準書等作成

受託者は、各メーカーとのヒアリングや設備、機能の検討をもとに要求水準書を作成す

るものとする。要求水準書は次の項目について記載するものとする。

- (1) 総則
- (2) 基本方針並びに留意点
- (3) 共通指定事項
- (4) システムの機器構成
- (5) システムの要求仕様
- (6) 施工仕様
- (7) 保守に関する事項
- (8) その他必要とする事項

9 参考図面作成

署所等について本設計の内容を踏まえて、施設ごとの必要図面のとりまとめを行うこと。

- (1) システム、ネットワーク構成図
- (2) 機器配置図
- (3) その他必要図面

10 概算事業費作成

システム等設計による概略システムにより、整備予定機器等を参考に、概算書を作成すること。また、各年度の内訳等は協議の上設定すること。

11 プロポーザル支援等

受託者は、委託者が令和7年度後半に実施設計・整備一括の発注をプロポーザル方式で検討していることから、その準備及び実施過程における支援と発注用の資料を作成すること。

また、プロポーザル実施時においては、技術評価等の支援を行い、実施が円滑に遂行できるように協力すること。

第3章 消防救急デジタル無線基本設計業務

1 打合せ協議

本業務の遂行に当たっては、業務の節目となる時期に打ち合わせを行うものとするが、必要に応じて適宜実施するものとする。

2 現地調査

基地局等の無線設備、電源系設備や空中線柱等を対象に現地調査を行うこと。現地調査は設備更新方法も考慮し実施するものとする。

3 総合通信局との協議

設備更新に伴う九州総合通信局との協議に必要な資料等を作成するとともに、必要に応じ、九州総合通信局でのヒアリングに立会い、技術的な支援を行うこと。

4 システム等設計

打合せ、現地調査等により、無線設備や空中線設備、電源設備等をまとめ、システム設計を行うこと。なお、システムの構成については、委託者の要望を把握し、設備の小型化、省電力化、耐久性、耐災害性、経済性及び耐障害性並びに保守の容易性を考慮すること。

(1) 機器の設計

消防救急デジタル無線システムを構成する機器について、「消防救急デジタル無線共通仕様書(第1版)」(平成21年9月)、及び「消防指令システム-消防救急無線間共通インタフェース仕様(第2.3版)」(令和6年6月6日)に基づき、システム構成、必要な機器及び機器仕様を検討し、設計すること。

(2) 指令系装置との接続

指令系装置とデジタル無線システムとの接続について設計すること。

(3) 基地局に必要な設備の検討

基地局等に必要な消防救急デジタル無線システム設備の必要機能及び機器仕様を設計すること。

(4) 署所等に必要な設備の検討

署所等に必要な消防救急デジタル無線システム設備の必要機能及び機器仕様を設計すること。

(5) 移動局に必要な設備の検討

消防車、救急車等に積載する車載無線機及び携帯無線機について、必要な機器の仕様を設計すること。

5 要求水準書等の作成

受託者は、委託者の構想、各種調査・検討で得られた結果をもとに設計を行い要求水準

書に取りまとめるものとする。

(1) 基地局設備設計

- ア 無線設備
- イ 空中線
- ウ 電源設備
- エ 無線機室
- オ ネットワーク設備 ほか

(2) 署所等設備設計

- ア 無線設備
- イ 空中線
- ウ 電源設備
- エ ネットワーク設備 ほか

(3) 移動局の機器構成

- ア 車載用無線機
- イ 携帯型無線機 ほか

6 参考図面の作成

各種調査・検討で得られた結果を基に、図面を作成する。

- (1) システム系統図
- (2) 機器配置図
- (3) 空中線取付図
- (4) その他必要図

7 概算事業費の作成

システム等設計による概略システムにより、整備予定機器等を参考に、概算事業費を作成すること。また、各年度の内訳等は協議の上設定すること。

8 プロポーザル支援等

受託者は、委託者が令和7年度後半に実施設計・整備一括の発注をプロポーザル方式で検討していることから、その準備及び実施過程における支援と発注用の資料を作成すること。

また、プロポーザル実施時においては、技術評価等の支援を行い、実施が円滑に遂行できるように協力すること。

第4章 納品成果等

1 納入成果品

本業務における成果品は下記のとおりとする。

成果品及び著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、委託者の所有物とする。

(1) 納入数量

ア 製本(2)～(3) 3部

イ 電子媒体 3部

(2) 高機能消防指令システム基本設計業務

ア 調査報告書

イ 基本設計報告書

ウ 要求水準書等

エ 概算費積算書

オ 参考図面

カ プロポーザル支援関係資料

キ 監理仕様書(案)及び積算書

ク 打ち合わせ議事録

ケ 中間報告書

コ その他必要書類

(3) 消防救急デジタル無線基本設計業務

ア 調査報告書

イ 基本設計報告書

ウ 要求水準書等

エ 概算費積算書

オ 参考図面

カ プロポーザル支援関係資料

キ 監理仕様書(案)及び積算書

ク 打ち合わせ議事録

ケ 中間報告書

コ その他必要書類

2 提出先

有明広域行政事務組合消防本部 指令課